平成２７年（フ）第５号
北海道天塩郡天塩町山手通９丁目1466番地の23
債務者　太田　直子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第２７号
秋田県横手市追廻２丁目６番31号
債務者　伊**藤**　真一
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第６０号
新潟県長岡市来迎寺甲2322番地１　来迎寺団地市営住宅１号
債務者　小椋タケヨ
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
三重県鳥羽市神島町54番地、前住所三重県鳥羽市神島町62番地
債務者　小久保絵美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
奈良県宇陀市大宇陀下竹18番地の４　松本ハイツ５号
債務者　東　　剛
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
奈良県香芝市別所634番地３
債務者　辻村　典子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
奈良県葛城市南道穂65番地13
債務者　**徳**山　弘幸
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
奈良県葛城市南道穂65番地13
債務者　**徳**山　美佐
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３　１―305
債務者　東　　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
奈良県大和高田市北本町４番２号、前住所奈良県大和高田市南本町５番６号　レオパレス第16―101号室
債務者　若梅　一正
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
群馬県太田市東本町35番８号　プチホーム201、住民票上の住所群馬県太田市東本町49番11号
債務者　日下部　努（旧姓春山）
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５９号
群馬県太田市東別所町154番地５
債務者　小林　満男
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４６６号
埼玉県川口市大字道合616番地の３　グリーンハイツ矢作Ｂ101
債務者　古頭アヤ子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
埼玉県戸田市本町２丁目15番32―103号
債務者　小林　健太
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
埼玉県春日部市栄町３丁目135番地１
債務者　益子　茂昭
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
静岡県沼津市原175番地の１　市営松原団地Ｍ１―304
債務者　齊藤　真弓（旧姓清）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
愛知県刈谷市一ツ木町落合６番地87
債務者　宮崎　友美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係